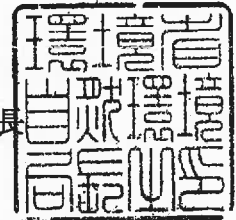


環自野発第 1806221 号
平成 30 年 6 月 22 日

国土交通省 総合政策局長 殿

環境省自然環境局長



コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への周知について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」）に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、昨年 6 月に国内で初めて確認されて以降、今年も 3 事例が加わり、現在までに 12 都府県で 29 事例が確認されています。

上記事例のうち、国内への移入経路が確認されたものは全て、中国を出港又は経由したコンテナに由来するものです。貴省庁が監督する輸入品及びその輸送運搬に関わる業界団体等に対し、ヒアリ生息地（中国、台湾等）を出港するコンテナ内にヒアリが侵入する危険性を低減する等のため、別添の内容について協力いただくよう、平成 30 年 3 月 29 日付け環自野発第 1803293 号のとおり依頼させていただいたところです。

今般、平成 30 年 6 月 16 日に公表した大阪府での確認事例においては、ヒアリと疑われるアリが確認されたものの、完全に駆除されないままコンテナが移動されたほか、事業者作業員等がアリに刺されるという事態も生じました。発見時の防除と拡散防止を安全かつ適切に実施いただくよう、ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合の対応等について、下記の注意点をお知らせしますので、別添とともに改めて周知願います。

記

1. ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合の対応について

まずは刺激を避けつつ、コンテナのどの箇所にどの程度の生存個体がいるか等、状況を確認してください。

<多数の生存個体の集団がいる（予想される）場合>

- ・コンテナの扉を閉めて逃げ出さないよう静置※1してください。
- ・そのうえで、関係機関（港湾管理者、地方公共団体、環境省地方環境事務所等）に速やかに連絡し、取り扱いについて相談してください。
- ・可能であれば、強粘着の布ガムテープでコンテナの目張りをするなど、ヒアリが逃げ出さないよう対応してください。

※1 外来生物法により、特定外来生物は輸入や国内での移動等が禁止されており、輸入港や輸送先、コンテナ置き場等でヒアリが発見された場合、完全に駆除したことが確認されなければ、コンテナや荷物の移動は認められません。

<アリ類が少数しかおらず※2、逃げ出す恐れのない場合>

- ・市販のスプレー式殺虫剤等でその場で駆除してください。
- ・そのうえで、関係機関（港湾管理者、地方公共団体、環境省地方環境事務所等）に速やかに連絡し、取り扱いについて相談してください。

※2 少数に見えても積荷の隙間や床板の中に多数潜んでいる可能性がありますので、慎重に判断する必要があります。

*詳しくは、環境省の「ヒアリの防除に関する基本的考え方」のP.9～11を参照して下さい。

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant/boujonituite.pdf>

*連絡先

地方環境事務所連絡先

<https://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>

都道府県等関係機関連絡先

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant/renrakusaki0911.pdf>

2. 作業時の安全確保について

<ヒアリに刺されないための対策例>

- ・長袖や厚手のゴム手袋を着用する
- ・長靴を履く（長靴に虫除けスプレーを塗布するとより安全）、又はヒル避けの足袋で足首などを包み、その上から靴を履く
- ・ヒアリの採集が必要な場合は、ハンディ掃除機を使用するなど、極力素手での作業を避ける

<ヒアリに刺された場合の対処例>

- ・まずはよく冷やす
- ・虫刺され用ステロイド入り軟膏などを塗る（化膿などを予防するため）
- ・アレルギー体質が疑われる場合や複数回刺された場合等は、30分から1時間程度は出来るだけ安静にし、誰かが様子を見られる状況に置く
- ・全身のかゆみ、息苦しさ、腹痛などが現れたら、救急車を呼ぶなどして速やかに病院を受診する

以上

事務連絡
平成30年3月29日

一般社団法人日本倉庫協会	会長	}	殿
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会	会長		
公益社団法人全国通運連盟	会長		
一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会	会長		
全国トラックターミナル協会	会長		
日本内航運送取扱業海運組合	理事長		

国土交通省
大臣官房参事官（物流産業）
総合政策局国際物流課長

コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への協力依頼について

標記ついて、これまで関係各位の協力を得て特定外来生物の侵入防止に係る国内における対応（いわゆる「ヒアリ対策」。）を行ってきたところでありますが、今般、環境省より、今後、ヒアリの活動が活発化すると考えられるため、ヒアリ生息地（中国、台湾等）からの輸入品及びその輸送運搬に関わる業界団体等に対し、ヒアリ生息地を出港するコンテナ内にヒアリが侵入する危険性を低減する等のため協力依頼が参りました。

つきましては、別添の内容につき傘下会員あて周知をいただきますようお願いを致します。

（了）

事 務 連 絡
平成 30 年 3 月 29 日

各局 ヒアリ担当課

総合政策局環境政策課

コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への協力依頼について

標記について、別紙のとおり環境省から連絡がありましたので、各局におかれましては、関係業界団体等に対し、協力いただくよう、依頼願います。

環自野発第 1803293 号
平成 30 年 3 月 29 日

国土交通省 総合政策局長 殿

環境省自然環境局長



コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への協力依頼について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」）に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、昨年 6 月に国内で初めて確認されて以降、現在までに 12 都府県で 26 事例が確認されており、わが国への侵入及び定着が懸念されています。上記事例のうち、国内への移入経路が確認されたものは全て、中国を出港又は経由したコンテナに由来するものでした。

ヒアリは攻撃性が強く、刺されるとアナフィラキシー症状を引き起こした場合には、死亡する可能性もあり、日本に定着すれば、人の健康や農業等へ甚大な影響が及ぶこと、また、在来生物を集団で攻撃し捕食すること等により生態系への影響を及ぼす可能性があることから、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されています。

このため、コンテナが輸入された港湾や配送先、コンテナ置き場等でヒアリが発見された場合、完全に駆除したことが確認されなければ、外来生物法によりコンテナや荷物の移動は認められないため、また、上述のとおり、人の健康へ影響がありうることから、事業リスクにもなります。

今後春先からヒアリの活動も活発化すると考えられるため、貴省庁が監督するヒアリ生息地からの輸入品及びその輸送運搬に関わる業界団体等に対し、ヒアリ生息地（中国、台湾等）を出港するコンテナ内にヒアリが侵入する危険性を低減する等のため別添の内容について協力いただくよう、依頼願います。

ヒアリ生息地からの輸入品を扱う事業者の皆様へのご協力をお願い

ヒアリは、昨年 6 月に国内で初めて確認されて以降、現在までに 12 都府県で 26 事例が確認されており、わが国への侵入及び定着が懸念されています。26 事例のうち、現段階では国内への移入経路が確認されたものは全て、中国を出港又は経由したコンテナに由来するものでした。

わが国へのヒアリの侵入を防ぐため、ヒアリ生息地（中国、台湾等）を出港又は経由するコンテナについて、安全面を考慮した上、可能な範囲で下記の対策にご協力をお願いします。

1. 荷物積み込み時、出荷時

● 空コンテナ受け取り時の確認

空コンテナ受け取り時に内部の確認をしてください。

ヒアリは、コンテナが野外の土の地面に置かれている間に侵入するものと推察されます。また、腐食した床材内で営巣することが可能なことが確認されています（注 1）。このため、空コンテナ受け取り時に床板の腐食の有無や、清掃状態、メンテナンス状態等、コンテナ内部の確認をしてください。

（注 1）環境省平成 29 年 7 月 13 日付報道発表資料

<http://www.env.go.jp/press/104340.html>

● コンテナの積み込み前の確認

積荷を積み込む前に、ヒアリと疑われるアリ類が侵入していないことを確認してください。

まずは目視で、空のコンテナの外部及び内部（それぞれの上面、側面、床面）を確認してください。

内部は、特に四隅や、側面と床面の接合部を重点的にチェックしてください。

コンテナ内にヒアリの集団がいる場合には、木槌で四隅を軽くたたき、床板を踏みならす等、コンテナに振動を与えると、ヒアリが目視可能な場所に出てきて、確認できる場合があります。作業に際しては長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないよう十分注意してください。

※ヒアリと疑われるアリ類が確認された場合

ヒアリと疑われるアリ類が確認された場合は、そのコンテナは使用しないでください。使用する場合は、事前に十分な駆除が必要です。

- **積荷の確認**

コンテナへの搬入の際は、搬入前に、積荷にヒアリと疑われるアリ類が付着していないことを確認してください。

ヒアリ生息地周辺で、積荷が野外に留置されていた場合は、表面だけでなく積荷の隙間に潜り込んでいないか等、十分に確認してください。

梱包材にヒアリが付着していた事例が発生していますので、荷物を梱包する段ボール、木枠等についても同様に注意が必要です（注 2）。

（注 2）環境省平成 29 年 11 月 9 日付報道発表資料

<http://www.env.go.jp/press/104794.html>

※毒餌（ベイト剤）の設置について 輸送中の毒餌（ベイト剤）のコンテナ内での使用については、輸出国における法的位置づけ等を関係機関に照会中であり、その使用の可否を確認中のため、現段階では使用を控えるようお願いします。
--

2. コンテナヤード等における確認

- **荷揚げされたコンテナの確認**

コンテナヤードに荷揚げされたコンテナにヒアリと疑われるアリ類が付着していないことを確認してください。

目視により、コンテナの外部（上面、側面）にアリ類が付着していないか、安全に点検出来る範囲で確認してください。

3. コンテナ開封時等における確認

- **開封・積荷搬出時のコンテナの確認**

コンテナ開封時及び積荷搬出時に、ヒアリと疑われるアリ類がいないことを確認してください。

コンテナ開封の際には、あらためてコンテナの外部（上面、側面）にアリ類が付着していないか確認してください。その後、コンテナを開封し、目視にて観察できる範囲にアリ類がいないか内部を確認します。

積荷を搬出する際には、アリ類が積荷やコンテナ内部（上面・側面・床面）に付着していないことを確認しながら行います。

● 積荷搬出後の確認

搬出した積荷（梱包材も含む）と、空になったコンテナを確認してください。

コンテナから搬出した積荷や、荷物を梱包する段ボール、木枠等についても、目視によりアリ類の付着がないか確認します。

空になったコンテナも確認します。

まずは目視で、内部（上面、側面、床面）を確認します。特に四隅や、側面と床面の接合部を重点的にチェックします。

コンテナ内にヒアリの集団がいる場合、木槌で四隅を軽くたたき、床板を踏みならす等、コンテナに振動を与えると、ヒアリが目視可能な場所に出てきて、確認できる場合があります。作業に際しては長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないよう十分注意してください。

※ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合

ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合、まずは刺激を避けつつ、コンテナのどの箇所にどの程度の生存個体がいるか等、状況を確認してください。

多数の生存個体の集団がいる（予想される）場合は、コンテナの扉を閉めて逃げ出さないよう静置してください。そのうえで、関係機関（港湾管理者、地方公共団体、環境省地方環境事務所等）に速やかに連絡し、取り扱いについて相談してください。可能であれば、強粘着の布ガムテープでコンテナの目張りをするなど、ヒアリが逃げ出さないよう対応してください。

アリ類が少数しかおらず、逃げ出す恐れのない場合は、市販のスプレー式殺虫剤等でその場で駆除してください。

詳しくは、環境省の「ヒアリの防除に関する基本的考え方」の P.9～11 を参照して下さい。<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant/boujonituite.pdf>

4. 疑わしいアリ類の扱いについて

ヒアリの同定は専門家で行ないと行えず、疑わしいアリがヒアリであると同定されるまでには一定の時間（数日程度）がかかります。このため、業務や日常生活に支障がある場合は、ヒアリと同定される前であっても、一般的な衛生害虫（普通のアリ、ゴキブリ、ダニ等）と同様に考え、可能であれば見つけた人がスプレー式殺虫剤で駆除します。駆除する際には、周囲にほかに疑わしいアリがいないかを十分確認した上で、そのアリに刺されないよう注意し、またその殺虫剤の定められた使用方法に従って、対応します。

ただし、疑わしいアリが多数いる場合や、少数でも、駆除することにより人体への危険が生じたり、アリが逃げ出してしまいそうな時は、環境省や地方公共団

体、事業者、施設管理者等が連携して対応に当たるので、まずは関係機関に連絡してください。

5. 外来生物法について

ヒアリは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）により「特定外来生物」に指定されています。特定外来生物は、輸入や国内での移動等が禁止されています。このため、輸入港や輸送先、コンテナ置き場等でヒアリが発見された場合、完全に駆除したことが確認されなければ、コンテナや荷物の移動は認められませんので、事業上大きなリスクが発生します。

外来生物法及び特定外来生物については、詳しくは環境省のホームページをご覧ください。

外来生物法：<http://www.env.go.jp/nature/intro/1law/index.html>

特定外来生物一覧：<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

6. その他参考情報

○ 環境省

特定外来生物ヒアリに関する情報

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant.html>

○ 神戸市

荷物積み出し時等における留意事項

http://www.city.kobe.lg.jp/information/committee/environment/alian_species/manual.html

○ 連絡先

地方環境事務所連絡先

<https://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>

都道府県等関係機関連絡先

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant/renrakusaki0911.pdf>